

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年1月18日

1. 業務の概要

(1) 契約件名

「生きものつながる世田谷プラン」関連業務委託

(2) 目的

本業務は、平成28年度末策定予定の(仮称)「生きものつながる世田谷プラン」に基づき、区民に向けた生物多様性の普及啓発のために実施する。

(3) 業務内容(案)

以下の①～③の業務を行うこと。

① 「生きものつながる世田谷プラン」普及啓発版の冊子版下作成

(対象：小学校6年生以上、用途：小学校の授業(出前講座)での活用、区民への配布)「生きものつながる世田谷プラン」の内容を分かりやすくまとめ、普及啓発版となる冊子の版下作成を行う。仕様は、A4冊子(20頁程度)、カラー刷り(音声コード付き)とする(印刷は区で別途行う)。また、作成に際して、区と2回程度の打合せを行う(打合せ記録作成を含む)。

② 「ちょこっと空間づくり講習会」・生きものモニター制度の実施(「生きものつながる世田谷プラン」リーディングプロジェクト)

自宅の庭やベランダなどに植木鉢や水鉢などを設置することで、生きものを呼ぶことができる空間づくりの講習会を6月に2回行う。受講者の定員は1回30名程度(合計60名程度)とする。講習会実施前には、実施計画書を作成し、区担当者と打ち合わせを2回程度行う(打合せ記録作成を含む)。

また、受講者のうち、空間づくりの成果報告を実施できる受講者(生きものモニター)を募集し、その報告をとりまとめて区民向けのニュースなどを作成する。

ア. 講習会において、次の内容を実施する。

(ア) 講習会と生きものモニター制度の企画

(イ) 講習会の運営

(ウ) 講習会用テキスト(生物多様性の説明、ちょこっと空間の目的、庭やベランダに生きものを呼ぶ方法を含む)の作成、印刷

(エ) 講師

(オ) 受講者配付用の資材の手配、配付(資材内容は(3)②表1のとおり)

(カ) モニターの観察のとりまとめ(2回程度)

(キ) モニターの観察記録をまとめたニュースなどの作成(2回程度)

イ. 受講者への資材配付

講習会の受講者には下記の資材を配付する。

表1 配付資材			
資材記号	資材	仕様	数量
A	ヒツジグサ苗(同等品)	12cmポット入り	60ポット程度
B	水鉢	プラスチック製、底穴なし、直径50センチ・高さ30cm・底部直径30cm程度の鉢	60個程度

ウ. 講習会において、次については、世田谷区が担当する。

(ア) 講習会参加者の募集(募集案内、募集受付、参加者への連絡事務等)

(イ) 講習会会場の確保

(ウ) 講習会当日の参加者受付、開催あいさつ

(エ) モニター観察記録をまとめたニュースなどの発信

(オ) 参加者の保険契約

③ 「まちの生きものしらべ2017」の実施

(主な対象：小学校1～6年生)

小学校の夏休み開始から10月10日まで、区民によるまちの生きものしらべを行う。その調査募集のためのチラシ、ガイドブックの作成、結果報告のとりまとめ、調査結果の報告チラシの作成を行う。また、実施前に区担当者と打ち合わせを2回程度行う(打

合せ記録作成を含む)。事業の検討に当たっては、これまで（一財）世田谷トラストまちづくりおよび世田谷区で行ってきた「まちの生きものしらべ」を踏まえること。

ア. 調査募集のためのチラシ、ガイドブックの版下作成

小学生及び一般区民に配布するための、調査募集チラシの版下作成を行う。チラシの仕様は、A4表裏、カラー刷りとする（印刷は区で別途行う）。チラシには、生きものつながり（生物多様性をわかりやすくまとめたもの）に関する内容と、調査表を記載する。

イ. 調査結果の集計

調査参加者から区に送られてきた報告を、生きものの種名・場所・数等を整理した集計表を作成し、対象種17種のランキングをまとめる。

ウ. 調査結果の報告チラシ作成

調査結果を広く周知するため、集計の結果をわかりやすくまとめたチラシの版下を作成する。チラシの仕様は、A3裏表（A4サイズの4ページ編成）、カラー刷り（音声コード付き）とする（印刷は区で別途行う）。

(4) 成果品の提出及び期日

提出する成果品及び期日は以下の通りとする。

また、下記の電子データはCD-Rに入れ、最新のウィルス対策を実施し、CD-Rにはウィルス対策を実施した旨（ウィルス対策ソフト名・実施年月日）を記載すること。

①「生きものつながる世田谷プラン」普及啓発版の冊子版下作成について

ア. 版下のイラストレータ形式・PDF形式のデータを入れたもの（音声コード付き）（1部）

期日：9月下旬まで

②「ちょこっと空間づくり講習会」の実施について

ア. 講習会の記録用写真データを入れたもの（1部）

期日：7月中旬まで

イ. テキスト等講習会で使用した資料一式のデータを入れたもの（1部）

期日：7月中旬まで

ウ. モニターの報告を集計したExcel形式のデータを入れたもの（1部）

期日：2月15日まで

エ. モニターの報告をまとめたニュースのイラストレータ形式・PDF形式のデータを入れたもの（1部）

期日：2月15日まで

③「まちの生きものしらべ2017」の実施について

ア. 調査募集のためのチラシ及びガイドブックの版下データをワード形式・PDF形式のデータを入れたもの（1部）

期日：6月中旬まで

イ. 調査結果を集計したExcel形式のデータを入れたもの（1部）

期日：1月下旬まで

ウ. 集計結果の報告チラシのイラストレータ形式・PDF形式のデータを入れたもの（音声コード付き）（1部）

期日：1月下旬まで

④その他区担当課が指定したもの

(5) 報告書

上記①～③の事業を実施後、次の報告書を履行期間末日までに提出すること。

① 報告書（データ納品物を紙に印刷したもの、打ち合せ記録） A4判 1部

(6) 履行期間

契約締結の日から平成30年2月15日まで

（委託契約は年度ごとに行い、平成29年度の履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として、平成30年度以降の契約を行う。）

ただし、平成29年度は 1. (3) 業務内容（予定）のうち①～③を行うが、平成30年度及び31年度は ②及び③の業務を行う予定である。

2. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (3) 過去5年間（平成24年度から平成28年度）に国または地方公共団体において、同種業務①～③のうち2種類以上に携わった実績を有すること。
「同種業務」：地方公共団体から受託した、①区民向けの普及啓発を目的としたパンフレットやチラシ（みどり、環境、街づくり類に関する）の作成 ②区民参加の講習会、ワークショップ、イベント（みどり、環境、街づくり類に関する）の企画運営 ③生物調査の同定作業
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の提出を受けて参加資格の確認を行い、該当者が4社以上の場合、以下の項目について評価し、提案書の提出予定者を3社程度に決定する。提案書の提出予定者には、プロポーザル招請通知を、平成29年2月10日（金）に電子メール及び書面により送付する。

- ・企業実績
- ・業務実施体制
- ・技術者実績（管理技術者、担当技術者）
- ・過去の成果品

4. 提案書を特定するための評価基準

- ・業務実施方針（①業務内容の理解度、②工程計画の妥当性）
- ・特定テーマに対する提案（①的確性、②実現性、③独創性）
- ・資料作成能力
- ・ヒアリング（①専門技術力、②取り組み姿勢、③コミュニケーション力）
- ・見積の妥当性

5. 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課（城山分庁舎1階）

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03（5432）2281

FAX 03（5432）3083

(2) 説明書の交付期間、場所

①交付期間

平成29年1月18日（水）～1月31日（火）

土日祝日を除く8時30分から17時まで

②交付場所

世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課（城山分庁舎1階）窓口にて配布及び

世田谷区ホームページに掲載

HP [世田谷区トップページ](#) → [くらしのガイド](#) → [住まい・街づくり・交通](#) → [みどり・環境](#) → [みどりとみずに関する計画・データ・刊行物](#) → [みどりとみずに関する条例・計画](#)

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

①提出期限

平成29年2月7日（火）17時まで（厳守）

②提出場所

(1) に同じ

③方法

持参または郵送

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有
 - 平成30年度「生きものつながる世田谷プラン」関連業務委託
 - 平成31年度「生きものつながる世田谷プラン」関連業務委託
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：5（1）に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。